



身体障害者等に係る軽自動車税環境性能割課税免除申請書

年 月 日

広域振興局長 様

申請者 (納税義務者)	住 所	電話番号 - -			
	フリガナ			身体障害者等との関係	
	氏 名				
	個人番号				

岩手県県税条例 第107条の6第1項 第107条の18第1項 の規定により、課税免除の申請をします。

申 請 理 由	1 身体障害者等が運転する軽自動車 2 身体障害者等のために当該身体障害者等と生計を一にする者が運転する軽自動車 3 身体障害者等のみで構成される世帯の身体障害者等のために当該身体障害者等を常時介護する者が運転する軽自動車			
使 用 目 的	1 通学・通所	2 通院	3 通勤	4 生業
免 除 を 受 け よ う と す る 税 額				円

1 身体障害者手帳、戦傷病者手帳、精神障害者保健福祉手帳又は療育手帳の記載事項（手帳を見て記載してください。）

住 所	氏 名			
	生年月日		. . ( 歳)	
手 帳 受 給 者 番 号	交付年月日	. .	職業又は就学 状況	
	有効期限	. .		
手帳の種類及び障害の程度	1 身体障害者手帳	2 戦傷病者手帳	3 精神障害者保健福祉手帳	4 療育手帳
	級	項症・款症	級	A・B
障害名等	身体障害者手帳又は戦傷病者手帳の障害名欄に記載されている障害名及びその等級を全て記入してください。			

2 軽自動車を運転する者の運転免許証に関する事項（運転免許証を見て記載してください。）

住 所			氏 名	
有効期間の末日	. .	身体障害者等との関係		

3 自動車検査証に関する事項（自動車検査証を見て記載してください。）

納税義務者となる所有者又は使用者の住所及び氏名	住 所			
	氏 名			
車両番号			有効期間の満了する日	. .

(裏)

- 備考1 免除を受けようとする者は、環境性能割の申告をした日（軽自動車の検査若しくは届出の日又は自動車検査証に記載の日）から15日以内に、盛岡広域振興局県税部（税の申告の際に免除申請をする場合にあっては、県税部分室）に提出してください。
- 2 軽自動車税環境性能割の免除の上限額は、「250万円（構造上専ら身体障害者等の利用に供するための自動車の場合は、250万円に構造変更に要した費用を加算した額）に、自動車の区分に応じ適用される環境性能割の税率を乗じて得た額」です。

3 「生計を一にする者」が運転する場合は、次に掲げる書面を添付してください。

- (1) 申請者、身体障害者等及び軽自動車を運転する者が生計を一を確認することができる書類（健康保険証の写し、源泉徴収票の写し等の扶養関係を確認することができる書類）

ただし、申請者、身体障害者等及び軽自動車を運転する者の住所が同一の場合は、添付を省略することができます。

- (2) 次の表の左欄に掲げる使用目的の区分に応じ、同表の右欄に掲げる証明書又は申立書

使用目的	証明書又は申立書
通学、通所、通院又は通勤に使用する場合	ア 学校、施設、病院若しくは診療所又は勤務先の長が発行する通学、通所、通院又は通勤の証明書（賦課期日前3箇月間（当該期間内に長期休業期間（本人の都合による休業の場合を除く。）が含まれる場合は、当該長期休業期間を除く。以下同じ。）において週1回以上又は月4回以上使用されていたことを証明するものに限る。） イ 使用状況を記録した書類（上記証明書を添付することができない場合に限る。）
生業に使用する場合	使用する理由及び使用状況を記録した書類

4 「常時介護者」が運転する場合は、次に掲げる書面を添付してください。

- (1) 身体障害者等のみで構成される世帯全員の住民票の写し
- (2) 身体障害者等のみで構成される世帯全員の身体障害者手帳、戦傷病者手帳、精神障害者保健福祉手帳又は療育手帳の写し
- (3) 運行状況を記録した書類（常時介護者が、申請者のために少なくとも1年間以上の期間にわたり週3日以上運転を現に行い、又は行う見込みがあることを1週間を単位として記載したものに限る。）

- (4) 次の表の左欄に掲げる使用目的の区分に応じ、同表の右欄に掲げる証明書又は申立書

使用目的	証明書又は申立書
通学、通所、通院又は通勤に使用する場合	学校、施設、病院若しくは診療所又は勤務先の長が発行する通学、通所、通院又は通勤の証明書（賦課期日前3箇月間において週3日以上使用されていたことを証明するものに限る。）
生業に使用する場合	使用する理由及び使用状況を記録した書類